

平成十四年二月二十二日受領
答 弁 第 二 二 七 号

内閣衆質一五四第二七号

平成十四年二月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出公的資金による資本増強措置がとられた場合の、柳澤伯夫金融担当大臣の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出公的資金による資本増強措置がとられた場合の、柳澤伯夫金融担当大臣の責任に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

現時点において、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百七条に規定する株式等の引受け等を行うことが必要であるとは考えていないが、いずれにせよ、政府としては金融危機の回避に万全を期することが何よりも重要であると考えており、金融担当大臣を中心にこれに全力を尽くしてまいりたい。

三について

御指摘の答弁は、金融担当大臣として、金融危機の回避に万全を期することが何よりも重要であるとの趣旨を述べたものである。